

■労働関係指標【令和2年5月値】

完全失業率 (季節調整値)	2.9% (前月比 0.3%上昇)	有効求人倍率 (季節調整値)	1.20 倍 (前月比 0.12%低下)
就業者数 (季節調整値)	6,656 万人 (前年同月比 76万人減少)	定期給与 (現金給与総額 原数値)	269,341 円 (前年同月比 2.1% 減)

Topics 1. 確定拠出年金制度を利用して賢く資産形成ははじめませんか

昨今「確定拠出年金」「401k」というワードは広く浸透してきています。昨年は老後2,000万円問題が話題になり、若い世代においても将来の資産形成について考えるきっかけになったのではないのでしょうか。

今や確定拠出年金(企業型)加入者数は700万人を超え、会社員の約5人に1人が加入しているとも言われています。改めて、どのような制度か、そのメリットやデメリット、2020年改正のポイントについて紹介します。

Point1 「確定拠出年金」とは

事業主や加入者が毎月掛金を拠出し、加入者自らがその資産を運用し、その運用結果に基づいて、将来年金や一時金を受け取れる制度です。企業型(DC)と個人型(iDeCo)の2種類があります。

企業型(DC)の給付金の種類は以下の3種類あります。

老齢給付金	原則60歳から、年金や一時金として受給
障害給付金	高度障害該当時に、年金や一時金として受給
死亡一時金	死亡時に一時金として受給

Point2 どのようなメリットがあるのか

●3つの税制優遇措置

掛金が非課税(個人拠出分)	一旦給与で受け取ったものを積み立てるより、税金面でのメリットが大きい
運用益が非課税	通常、一般の投資で得た利益には20%が課税される
受取時にも各種控除あり	一時金や年金等受取方法に応じて、退職所得控除や公的年金等控除の対象となる

上記以外にも、企業型(DC)の場合、社外に拠出金を積み立てているので、倒産しても従業員の年金資産として確保されるなどの企業側のメリットもあります。

反対に、デメリットは、以下のものが挙げられます。

- ・60歳まで給付額を受け取ることができない(預貯金のようにいつでも引き出せるものではない)
- ・資産運用のリスクがあり、給付額が不確定(運用によっては資産が減る可能性がある)
- ・企業側には運営費の負担がかかる

メリットとデメリットの両方を考慮したうえで導入を検討されるのが良いでしょう。

Point3 2020年改正のポイント

●中小企業向け制度(簡易型DC・iDeCoプラス)の対象範囲拡大/2020年10月施行

実施可能な従業員規模が100人以下から300人以下の会社に拡大されます。

●受給開始時期の上限が75歳に延長/2022年4月施行

企業型(DC)と個人型(iDeCo)の老齢給付金の受給開始時期は、現行は60歳(加入者資格喪失後)から70歳の間で選択することになっていますが、改正後は60歳から75歳までの間で選択することが可能になります。

●企業型(DC)の加入可能年齢の拡大/2022年5月施行

現在、企業型(DC)に加入できるのは65歳未満の厚生年金被保険者ですが、厚生年金被保険者であれば70歳未満の方まで加入することが可能になります。ただし、企業によって加入できる年齢が異なるため注意が必要です。

●企業型(DC)加入者の個人型(iDeCo)への加入要件緩和/2022年10月施行

規約の定めや事業主掛金の上限の引き下げがなくても、企業型(DC)加入者が個人型(iDeCo)へ加入することが原則可能になります。

ただし、企業型(DC)の事業主掛金と個人型(iDeCo)の掛金の合計に上限があり、「マッチング拠出」をしている場合は個人型(iDeCo)への加入はできません。

Topics 2. 健康保険組合の電子申請義務化について

Point1 電子申請の義務化

平成29年3月に作成された「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」に基づき様々な法律や税金・営業の許可認定といった行政手続の電子化・簡略化が進められています。

その一環として、特定の条件を満たした法人(※)の一部の手続について(※)、本年度の4月より電子申請が義務化されています。雇用保険・厚生年金保険に関してはそのほとんどが電子申請に対応しており、労災補償の手続についても電子申請を行うことができるようになっております。

※特定の法人・一部の手続とは

特定の法人とは

- 資本金、出資金又は銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金の額が1億円を超える法人
- 相互会社(保険業法)
- 投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律)
- 特定目的会社(資産の流動化に関する法律)

一部の手続とは

健康保険 厚生年金保険

- 被保険者報酬月額算定基礎届
- 被保険者報酬月額変更届 ○被保険者賞与支払届

労働保険

- 継続事業(一括有期事業を含む。)を行う事業主が提出する以下の申告書
・年度更新に関する申告書
(概算保険料申告書、確定保険料申告書、一般拠出金申告書)
- ・増加概算保険料申告書

雇用保険

- 被保険者資格取得届 ○被保険者資格喪失届
- 被保険者転勤届 ○高齢雇用継続給付支給申請
- 育児休業給付支給申請

Point2 健康保険組合の電子申請導入

今年4月に電子申請が義務化されたものの、健康保険組合の多くが電子申請に対応することができていません。

現在、全健康保険組合が利用可能な電子申請環境の構築が行政主導で進められており、運用については令和2年11月の開始が予定されています。現時点では、詳細な内容についての公表はありませんが、GビズID・マイナポータルを利用した方法での検討が進められています。

●GビズID(経済産業省が運営している電子申請システム)

現在助成金の申請を中心に複数の省庁の申請を行うことができます。既に、厚生年金の手続の一部についてはGビズIDを利用した電子申請に対応しており、その手続を健康保険組合についても一括で行えるように構築されています。

●マイナポータル(内閣府の運営しているオンラインサービス)

新型コロナウイルスにともなう特別低額給付金等の手続やマイナンバーに紐づく自身の個人情報を確認することができます。令和3年3月からの運用開始が予定されているマイナンバーカードの健康保険証としての利用については、こちらでの事前手続が必要となっています。

この施策は行政の手続コスト削減を目的として行われているものであるため、電子申請義務となる対象企業及び対象手続が今後拡大されていく予定です。

Topics 3. 一時帰国と再赴任リスク

新型コロナウイルス感染症のパンデミックは、日本企業の人事部門にも、前例のない挑戦を突きつけています。その一つが、海外赴任者の一時帰国と再赴任を巡る問題です。

パンデミックに対応して、多くの企業が海外赴任者を日本に一時帰国させました。現地でもコロナに感染した場合のリスクを考えれば、当然とも言えます。十分なリスク管理もなしに、帰国コストを理由に赴任地に留めておいては、企業の安全配慮義務違反を問われかねません。

一方、帰国させた場合であっても、人事部門には諸々の問題が降りかかってきます。例えば、いつ再赴任するか見えない中で、一時帰国中にどんな仕事をしようかという、人事管理上の問題です。加えて、一時帰国の期間と赴任国との租税条約との関係により、当該社員の居住者/非居住者の区別が変わり、課税関係が異なってきます。また、海外赴任者にはハードシブ手当等の特別手当が支給されていることも多いので、国内勤務者との公平性からみて、一時帰国中もそうした手当を支給するのか、という論点もあります。

そして現段階の大きな問題として、いつ再赴任させるべきか、という点があります。現地でのビジネスニーズは重要ですが、再赴任させたら現地で罹患、最悪の場合死亡という可能性も存在します。このとき、会社が十分な安全配慮義務を履行していなければ、遺族から訴えられるリスクも内包しています。

再赴任させるか決定するにあたっては、少なくとも、①現地の感染状況、②現地への入国の容易さ、③現地の医療状況、④日本への再帰国の容易さ、については勘案する必要があります。

具体的には、赴任国ごとの①一定人口当たりの感染者数と死者数、②ビザの発給状況と入国時のPCR検査/隔離政策、③通常時とコロナ発症時の医療レベル、④帰国航空便の頻度、といった情報を収集し、外務省の渡航危険情報も総合して、判断する必要があると思われます。

特に中小企業では、各国別にこうした情報を収集するには限界がありますが、専門機関の助力を得るなどして、赴任者の安全衛生を守り、会社自身のリスク管理に配慮すべきでしょう。

国際業務課ディレクター 米国税理士 成田元男

編集後記《葉月》 車の大敵

梅雨も明け、太陽が燦爛と輝き気温も高くなり、夏本番といった時期になってまいりました。この時期は夏休み、お盆休みなど、休みをとる機会も増え、車で出かける機会も多くなるかと思えます。そうした際に頻繁に遭遇するのが「渋滞」です。

私は昨年、友人と旅行をするため東名高速道路を使った際に、大渋滞に遭遇しました。その結果、通常なら30分で通過できるところを8時間近くかかり、旅行で行くはずだった場所に立ち寄らずにホテルにチェックインする羽目になってしまいました。

しかし、そんな予定を壊す渋滞ですが、私は嫌いではありません。なぜなら、時間を潰すために始めた会話が思いのほか盛り上がることや、いつの間にか流れていた音楽に合わせて全員で熱唱するなど、車中で起きる何気ないことで楽しむことが好きだからです。

渋滞の影響で、当初の予定通りに過ごせなくても、これからも何気ないことを楽しみ、狭い車内で過ごす長い退屈な時間も楽しい時間に変えていきたいと思っています。(邦)



Facebook 随時更新★



いいね! お待ちしています♪

Facebookにて最新情報をお届けしております <https://www.facebook.com/arcandpartners>



10840560